

令和5年度愛知県企業庁発注工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン改正概要

1 工事成績関する基準の変更

企業の技術力及び配置予定技術者の能力に関する事項の工事成績について、基準となる評価点を以下のとおり変更する。

【改正前】

- ・ 評価範囲の下限を 75 点、上限を 83 点以上とする。
- ・ 平均点の算出にあたって受注実績が3件に満たない場合は、不足する工事成績を 74 点として計算する。

【改正後】

- ・ 評価範囲の下限を 76 点、上限を 84 点以上とする。
- ・ 平均点の算出にあたって受注実績が3件に満たない場合は、不足する工事成績を 75 点として計算する。

2 契約後 VE の実績の削除

3 雇用実績の削除

4 「地域精通度地域貢献度に関する事項」における愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業での活動実績の有無

【改正前】

前々年又は前年のうちいずれかの1年間（1月1日から12月31日まで）の活動であり、かつ活動報告書が翌年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものについて評価する。

【改正後】

前年（1月1日から12月31日まで）の活動であり、かつ活動報告書が翌年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものについて評価する。

5 休工日を土日に限らない「週休2日制工事の取組実績」の評価対象への追加

これまで評価を行ってきた「完全週休2日制工事」に加え、休工日を土日祝日に限らない「週休2日制工事」の取組実績についても評価対象に追加する。